

山梨市花かげホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月1日
(令和2年10月5日改訂)
(令和3年1月8日改訂)

本ガイドラインは、山梨市花かげホールを運営する上で、適切な感染予防対策を講じるための基本的な考えを示すものである。

なお、今後の状況により、本ガイドラインの内容を変更する場合がある。

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等(「密閉」の回避)

- 換気設備を必ず稼働させ、適切に運転する。
- 一人当たり毎時 30 m³の必要換気量を確保する。
- 各室の扉は原則として開放し、窓を常時開放するか 30 分に 1 回、5 分程度開けて換気を行う。
 - ・窓のないリハーサル室と窓の少ない多目的室については、上記のほか、扇風機・サーキュレーターを用いて換気を行う。

② 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- 入場者の制限などにより混雑度を管理する。
 - ・館内の利用人数は、国や県の示した基準を基に、主催者、参加者、観客を含め200 人までとする。各部屋の利用人数は、別表のとおりとする。
- 滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・利用は規定の時間内とし、延長利用は不可とする。
 - ・利用が終了したら、速やかに退館するようお願いする。
- 主催者に対し、密集リスクを回避するよう周知する。
 - ・開場時間にゆとりをもたせる、指定席にする、券種ごとに入場時間を分けるなど、入場待機者が出ないようにする。
 - ・入場待機列を作る場合は、2mを目安とし、床に立ち位置を明示するなど、間隔を空けて密にならないようにする。

- ・入場時のチケットもぎりの際は、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、主催側がそれを目視で確認するなどの簡略化の検討を求める。

③ 人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- 2mを目安とした対人距離を確保する(障害者の誘導や介助を行う場合を除く)。
 - ・ホール内の客席については、ステージに近い A 列 B 列は使用せず、C 列以降は、1席ずつ空けて着席する。
 - ・主催者は、座席はできるだけ指定席にするなど、適切に感染予防措置がとれる席配置とする。
 - ・他の部屋については、一人あたりの専有面積を最低3㎡として、各部屋に入室する人数を別表のとおり制限する。
 - ・トイレ待ちなどの行列は2mを目安として間隔を空けるよう周知する。
- 人と人との対面を避ける工夫をする。
 - ・事務室受付カウンターには、透明ビニールカーテンを設置する。
 - ・受け付けできる人数は1名とし、他に関係者がいる場合は、2m以上離れた場所で待機する。
 - ・主催者は、受付や物販販売等、対面する場合は、アクリル板、パーテーションなどで遮蔽するなどの対策をとる。
- 近距離での会話や発声を避ける。
 - ・やむを得ず会話をする場合は、必ずマスクを着用する。
 - ・飛沫感染リスクが高いコーラスや大きな発生を伴う活動、息を吹く楽器の使用、利用者間の距離が確保できないような活動を目的とした貸し出しは行わない。ただし、それぞれの活動に該当している業界などが示しているガイドラインを参考にした感染予防対策が書面で提出され、対策が十分と判断できる場合については、使用可能とする。
- 主催者に対し、密接リスクを回避するよう周知する。
 - ・パンフレット・チラシ・アンケート等は、手渡しによる配付を避け、各自で手に取ってもらう、あらかじめ座席に置いておくなど簡略化の検討を行う。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスク・手袋の着用

- マスク着用について、従業員が遵守するとともに、利用者にも周知する。
 - ・施設予約の際、利用者に対し、マスクを持参すること、利用中は必ず着用することをお願いする(熱中症発症の恐れがあるとき、2歳未満の乳幼児は除く)。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 従業員は定期的に、手洗いを実施する。
 - ・業務開始時や他者との接触が多い場所に触れた後、トイレの利用の後等には必ず石鹼を使った手洗い(30秒)をする。手洗いができない状況の場合は、アルコール等による手指消毒をする。

- 入口に手指消毒液を設置し、利用者が入場時に、手指消毒を実施するよう促す。
 - ・可能な限り、消毒液、予備のマスク等は主催者が準備する。

⑥ 体調チェック

- 従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行う。
 - ・発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。

- 入場者に対して、原則として入口で体調確認を行い、発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないよう、主催者に周知する。合わせて入口にその旨を表示するとともに、体調に不安がある場合には、検温してもらう。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は、定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- タオル、ハンカチの共用を行わないよう表示する。
- 手洗い場には石鹼またはハンドソープを用意する。
- 手荒い方法等に関する掲示をする。

⑧ 休憩スペース等のリスク軽減

- 椅子などの一部撤去や利用制限により、一度に休憩する人数を減らす。
- 対面での会話を避けるようお願いする。
- 定期的に換気を行う。
- 物品の共用はできるだけ控える。やむを得ず共用する物品は定期的に消毒する。

⑨ 清掃・消毒

- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所は、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。

＜高頻度に接触する部位＞

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、
キーボード、タッチパネル、蛇口、手すりなど

- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
- ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑩ 飲食の制限

- 熱中症予防のための水分補給を除き、館内での飲食は禁止する。

⑪ BGM の制限

- BGM を使用する場合は、利用者同士が大声で会話しないよう、最小限にする。

⑫ 「新型コロナウイルス接触感染アプリ」の利用推奨

- 館内に利用推奨の表示を行う。
- 主催者にも利用推奨の協力をお願いする。

⑬ 緊急事態宣言の対象区域の在住者に対する利用制限

- 緊急事態宣言の対象区域に在住する方の利用自粛に対する協力をお願いする。
※令和 3 年 1 月 8 日時点では、対象区域は、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県であるが、開館日現在における対象区域を確認すること。

⑭ 利用者及び職員に感染者が発生した場合

- 施設を休館または閉鎖し、保健所の指導を受け、施設内の消毒を行う。
・利用施設再開の日程については、保健所の指導を受ける。
- 必要に応じ、防災行政無線、市のホームページ等を利用し、市民への情報提供を行う。
- 県が行う感染経路及び濃厚接触者の特定等に協力する。
・施設利用者に連絡が取れるよう、利用者名簿の作成や、利用団体の代表者に連絡が取れる体制を講じる(名簿等の保管は 1 か月程度)。

⑮ チェックリストの作成・確認

- 本ガイドラインを守って利用をしているか確認するため、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めた施設用、利用者用のチェックリストをそれぞれ作成し、毎日確認を行う。

別表

山梨市花かげホール 新型コロナウイルス感染拡大予防
各施設の定員一覧

施設名		面積	最大集客定員		
			(通常時)	(予防対策)	
ホール	客席	383 m ²	420 席	主催者＋参加者＋観客 あわせて200人まで	
	キッズブース1		2席		1組
	キッズブース2		2席		1組
	楽屋1	13.3 m ²	4人		2人
	楽屋2	13.3 m ²	4人		2人
多目的室(楽屋3.4)		46.6 m ²	20人	10人	
リハーサル室		61.4 m ²	20人	10人	

※密閉回避のため、楽屋3, 4については、当面の間仕切りを用いず、1つの部屋として使用する。